規模拡大のための農地貸付協力金

第1 趣旨

県内有機農業の取組面積の拡大を図るため、農地中間管理事業を通じて、有機農業に取り組む認定農業者等に規模拡大に必要な農地を貸し付ける者に対して、協力金を交付する。

第2 定義

規模拡大のための農地貸付協力金事業(以下「本事業」という。)における用語の定義 は次のとおりとする。

1 有機農業

有機農産物の日本農林規格(平成12年1月20日農林水産省告示第59号。以下「有機 JAS」という。)に定められた水準で取り組まれる農業のこと。

2 有機 JAS 認証

日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)に基づき、有機JASに適合した生産が行われていることを登録認証機関が検査・判定し、事業者が得られる証明のこと。

3 認定農業者等

認定農業者等とは、以下のいずれかに該当するものとする。

- (1)農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)に規定する農業経営改善計画 あるいは青年等就農計画の認定を受けた者
- (2)農業経営基盤強化促進法の規定に基づき市町村が策定した農業経営基盤の強化の 促進に関する基本的な構想に掲げる、「農業経営の規模、生産方式、経営管理の方 法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指 標」あるいは、「農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に 関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農 業経営の指標」に到達した農業経営体
- (3)農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村から農用地利用規程の認定を受けた農事組合法人その他の団体
- (4)農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が策定した地域計画に位置付けられた農業経営体

第3 事業の実施方針

本事業は、地域の実情に応じつつ、各種関連事業との連携の下に総合的に実施するものとする。

なお、この場合において、県及び市町村は、それぞれの事業間の相互関連に十分配慮 し、交付対象者等に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

第4 交付対象者

協力金の交付対象者は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101

号)第4条の規定に基づき茨城県知事の指定を受けた農地中間管理機構 (農地バンク)を活用して、有機 JAS 認証取得面積の拡大意向のある認定農業者等又は有機 JAS 認証の取得により営農活動に国際水準の有機農業を取り入れることを目的とした認定農業者等に必要な農地を貸し付ける農地の所有者又は相続人(以下「事業実施主体」という。)とする。

第5 補助対象経費及び補助率

補助対象経費及び補助率等は、以下に定めるところによるものとする。

| | 交付経費 | 補助率 | 交付額 |
|---|------------------------|-----|--------------|
| 本 | 事業により農地の貸付者に交付される協力金 | 定額 | 15,000 円/10a |
| | 1 ha 以上まとまった農地を貸付する場合※ | 定額 | 20,000 円/10a |

- ※1 1 ha 以上まとまった農地とは下記①~⑥のいずれか一つを満たす農地として、 地図等で確認すること。
 - ①一つの土地が1haを超える場合
 - ②二つ以上の土地が畦畔で接続している場合
 - ③二つ以上の土地が小幅員の農道又は水路で接続している場合
 - ④二つ以上の土地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障のない場合
 - ⑤段状をなしている二つ以上の土地の高低の差が、作業の継続に大きな支障のない 場合
 - ⑥二つ以上の土地が、耕作者の宅地等に接続している場合
- ※2 複数の事業実施主体が同一の耕作者に1ha以上まとまった農地を貸付する場合、 複数の事業実施主体が同時期に提出した申請分を加算の対象とすることができる。 この場合、事業実施主体と耕作者は調整の上、補助金交付申請書(補助金交付申請書 兼実績報告書)に、同時期に申請する他の事業実施主体名を記載すること。
- ※3 耕作者の既存の耕作地に隣接する農地を新たに貸付することで、隣接する耕作者の耕作地が1haを超える場合(既に1haを超えている耕作地に隣接する場合を含む。)、新たに貸付する農地を加算対象とすることができる。この場合、事業実施主体と耕作者は調整の上、申請時に、隣接する耕作者の既存耕作地の農地台帳を添付すること。

第6 交付要件

事業実施主体が協力金の交付を受けるにあたっては、以下の要件をすべて満たすものとする。

- 1 農地中間管理事業による貸借が、事業実施年度の4月1日から同一年度の2月末日までに成立すること。
- 2 農地中間管理事業を通じて貸借される県内の農地であって、次号のいずれにも該当すること。
 - (1) 農地中間管理事業を通じて貸借される農地の面積が 20a 以上であること (複数 の事業実施主体による農地面積の合算が 20a 以上である場合又は新たに貸付され

る農地が 20a 未満であっても、隣接する有機 JAS 認証ほ場と合わせて 20a 以上となる場合を含む。)。

- (2) 事業実施前年度において有機 JAS 認証(転換期間中を含む。)を取得していない ほ場であること。
- 3 2により貸し付けられた農地において、耕作者が事業実施の3年後までに有機 JAS 認証を取得すること。なお、貸し付けられた農地の面積と原則、同面積で有機 JAS 認証を取得することとする。

第7 採択基準等

採択に当たっては、いばらきオーガニックステップアップ事業費補助金交付等要項 (以下「交付等要項」という。)及び本別記に照らして適正であること及び効果的・効率 的な事業実施の確保について、申請面積の大きい者から順に審査を行い、採択するもの とする。なお、予算の残額が要望額に満たない場合は、補助額を減じて採択することが できるものとする。

第8 事業の実施手続き等

1 事業実施主体が農林事務所長(以下「交付決定者」という。)へ提出する文書の提出 方法

事業実施主体が提出する文書等は、貸付予定又は貸し付けた農地が所在する市町村 (以下「経由市町村」という。)の長が必要な指導及び調整を行うとともに、記載内容 や必要書類等について本別記に定める要件に合致していることを確認の上、当該経由市 町村長から交付決定者に提出するものとする。

2 要望調查

- (1) 本事業を行おうとする事業実施主体は、経由市町村に対し事前相談を行うこと。 当該経由市町村は、本別記に照らし、妥当と認める要望について、県が別に行う 本事業の要望調査により、交付決定者に報告するものとする。
- (2) 交付決定者は、管内市町村の要望をとりまとめ、知事に提出するものとする。また、要望調査に記載された事業実施主体に対し交付申請書の作成及び提出期限を通知するものとする。

第9 補助金の交付申請

事業実施主体は、交付等要項第6条第1項に基づき交付申請書を提出する際には、別記4別紙様式第1号により事業実施計画を添付するものとする。なお、交付等要項第7条の規定による交付決定通知をもって、当該事業計画が承認されたものとする。

ただし、交付申請時において農地中間管理事業を通じて貸借の手続きが完了している場合には、交付等要項様式第1-2号による補助金交付申請書に代えて、別記4別紙様式第2号による補助金交付申請書兼実績報告書を、経由市町村の長を通じて交付決定者へ提出するものとする。なお、当該報告書を受理した交付決定者は、遅滞なく知事に報告するものとする。

第10 事業変更、中止又は廃止の承認

1 事業実施主体は、次の各号に示す重要な変更をしようとするときは、交付等要項第9条第1項の規定により、あらかじめ交付決定者の承認を受けなければならない。なお、提出の手続きは第9に準じるものとする。

重要な変更について承認をした交付決定者は、遅滞なく知事に報告するものとする。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 事業の中止又は廃止
- (3) 県補助金の増又は県補助金の30%を超える減
- 2 1により変更承認申請を提出しようとする際、当該補助事業が既に完了している場合には、変更承認申請書に代わり、変更承認申請書兼実績報告書(別記4別紙様式第3号) により経由市町村の長を通じて交付決定者へ提出するものとする。

第11 実績報告

実績の報告は、交付等要項第 14 条に定めるところによる。なお、実績報告書を提出 する場合は、事業実施報告書(別記 4 別紙様式第 1 号)を添付するものとする。

第12 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、事業の実施状況について、実施状況報告書(別記4別紙様式第4号) を作成し、経由市町村の長を通じて交付決定者に報告するものとする。なお、報告期限 は、事業実施の3年後まで毎年度とする。

当該報告書を受理した交付決定者は、遅滞なく知事に報告するものとする。

2 事業成果の評価及び改善措置の指導等

交付決定者は、事業実施主体から、1の規定による実施状況の報告を受けた場合には、その内容を点検し、事業の成果の評価を行うものとする。また、成果目標の全部又は一部が達成されていないと認める場合には、当該事業実施主体に対し、経由市町村を通じて、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況を報告させるものとする。

なお、改善措置の指導をした交付決定者は、その内容及び事業実施主体から報告された改善状況について、遅滞なく知事に報告するものとする。

第13 効果的な事業の実施及び適切な執行の確保

- 1 知事及び交付決定者は、事業の効果的かつ適切な実施のため必要があると認めると きは、交付等要項及び本別記の執行に必要な限度において、経由市町村を通じて、事業 実施主体に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は指導及び助言を行うことができ る。
- 2 知事及び交付決定者は、経由市町村を通じて、事業実施主体に対し、事業の効果等を検証することを目的として、必要な資料の提供、調査、報告その他協力を求めるとともに、必要な措置を講ずることができる。

第14 補則

本事業の実施につき必要な事項は、この別記に定めるもののほか、知事が別に定め

るものとする。